第６次カモシカ管理計画（案）

令和９年３月

岩　手　県

目　　次

1　計画策定の目的及び背景 1
(1) 計画策定の目的 1
(2) 計画策定の背景 1
2　管理すべき鳥獣の種類 3
3　計画の期間等 3
(1) 計画の期間 3
(2) 計画の見直し 3
4　対象地域 3
(1) 対象地域 3
(2) 地域個体群の区分 3
5　カモシカに関する現状 4
(1) 生息環境 4
(2) 生息状況 6
(3) 被害状況 10
(4) 被害防除状況 13
6　管理の目標 15
(1) 基本目標 15
(2) 地域個体群ごとの管理の目標 15
(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方 15
7　管理の実施 17
(1) 管理のための地域区分 17
(2) 被害防除対策 17
(3) 生息環境管理 18
(4) 捕獲の実施 18
(5) モニタリング調査 21
(6) 管理の推進等に係る今後の課題 22
8　その他管理のために必要な事項 23
(1) 各機関の果たす役割 23
(2) 普及啓発 23
(3) 錯誤捕獲の防止等 24
(4) 感染症の実態について 24

1　計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するカモシカを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第７条の２の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、各地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減を図り、もって人とカモシカとの適切な関係の構築に資すること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

ア　背景

カモシカは本州、四国、九州に生息する偶蹄目ウシ科ヤギ亜科の動物で、日本の固有種として学術上貴重な種である。

旧来から狩猟の対象となっていたが、個体数の減少が懸念されるようになり、大正 14 年の「狩猟法」の改正に伴い狩猟獣から除外され、さらに日本固有種としての学術的価値から、昭和９年には「史蹟名勝天然記念物保存法」により天然記念物に種指定され、その後制定された「文化財保護法」により昭和 30 年には特別天然記念物に指定された。

しかし、これらの保護施策と密猟の取締まり強化等により狩猟圧から解放されたことや、戦後の拡大造林の進展による良好な餌場の一時的形成等により、全国的に地域個体群の回復が進んだ。その結果、幼齢造林木や農作物への食害の問題が顕在化し、農林業の衰退と相まって深刻な社会問題となった。

このため、昭和 54 年には環境庁、文化庁、林野庁によるいわゆる三庁合意が交わされ、カモシカの保護と被害防止の両立を図るための方針が示された。

【三庁合意の主な内容】

①　地域指定の天然記念物への移行

地域を限定した天然記念物に指定し保護する方向で対処することとし、これに至る措置として保護地域を設ける。

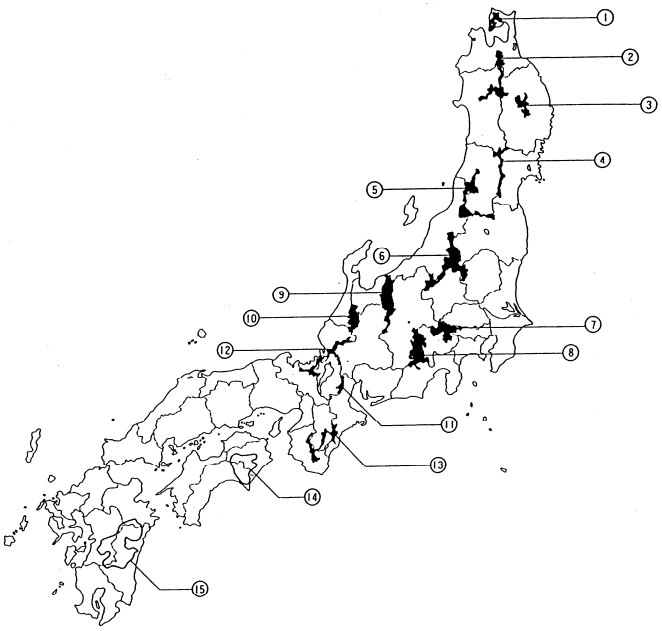
②　被害防除目的の捕獲の許可

保護地域以外では被害防除を進めるとともに、必要な場合は捕獲を認める。

この三庁合意によって、カモシカについては将来的には地域を定めた天然記念物として保護する方向で対処することとなり、文化庁は順次保護地域を設定している。この保護地域は全国で 15 箇所が設定されることとされており、本州における 13 箇所は既に設定されているが、四国及び九州地域の設定がいまだ完了していないため、天然記念物の種指定から地域指定への転換はなされていない。（図１）

また、カモシカの捕獲は、保護地域設定が完了した地域においては、環境庁、文化庁、林野庁による協議（三庁協議）を経て保護地域以外の区域で実施することが認められることとなった。

本県においても、カモシカの保護対策が講じられた結果、里山周辺のみならず市街地においてもカモシカが出現するほどに個体数の回復が進み、昭和 40 年代からカモシカによる造林地での被害が顕著になり始めた。その後、昭和 55 年前後をピークとして近年は減少傾向にあるものの、依然として被害が発生している状況にある。また、近年では農業被害についても報告されるようになってきている。



設定が終了した地域

①下北半島地域（昭和５６年　３月設定）
②北奥羽山系地域（昭和５９年　２月設定）
③北上山地地域（昭和５７年　７月設定）
④南奥羽山系地域（昭和５９年１１月設定）
⑤朝日・飯豊山系地域（昭和６０年　３月設定）
⑥越後・日光・三国山系地域（昭和５９年　５月設定）
⑦関東山地地域（昭和５９年１１月設定）
⑧南アルプス地域（昭和５５年　２月設定）
⑨北アルプス地域（昭和５４年１１月設定）
⑩白　山　地　域（昭和５７年　２月設定）
⑪鈴鹿山地地域（昭和５８年　９月設定）
⑫伊吹・比良山地地域（昭和６１年　３月設定）
⑬紀伊山地地域（平成元年　７月設定）

現在準備中の地域

⑭四国山地地域
⑮九州山地地域

図１　全国におけるカモシカ保護地域の設定

【カモシカの生態的特徴】

・体重は成獣でおよそ 30～40 ㎏で、シカよりやや小型。
・全身は長い体毛に覆われ、体毛の色は灰色、白色、黒色、灰褐色等様々。
・四肢は太く短く、山岳地の急峻な地形で生活するのに適した体型となっている。
・生息分布はおおよそブナ・ミズナラ林の分布と一致しており、基本的には低山帯上部から亜高山帯に分布する森林性の動物。ただし、本県では、海岸線から亜高山帯までの広い範囲に分布している。
・定着性が強くなわばりを持つ。一般にメスよりオスのなわばりの方が大きい。
・１頭１頭が単独で生活する社会構造を持ち、群ができることは稀。
・一定の範囲を移動しながら嗜好性の高い植物を選択的に採餌する傾向がある。

イ　計画策定の趣旨

このような状況の中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され、「保護管理」（Wildlife Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、本県においても捕獲を含む総合的な対策を推進するため、平成 16 年度に「カモシカ保護管理計画」を策定した。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に併せ、平成 27 年５月に第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、「カモシカ管理計画」とし、この計画に基づき、地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図ることを目的として、防除対策の強化や生息環境管理に取り組むとともに、それにもかかわらず被害が軽減しない場合に限り、一定の条件下で管理捕獲を認めることとして対策を行っている。

しかしながら、依然としてカモシカによる農林業被害は発生しており、引き続き被害軽減のための対策を講じていく必要がある。そこで、カモシカの適切な管理を図るため、「第６次カモシカ管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定する。

２　管理すべき鳥獣の種類

本県に生息する野生のカモシカ（*Capricornis crispus*）とする。

３　計画の期間等

(1) 計画の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

４　対象地域

(1) 対象地域

県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

(2) 地域個体群の区分

環境省の提案する地域個体群の区分によれば、本県のカモシカ地域個体群は、「十和田」、「阿仁・八幡平」、「真昼山脈」、「栗駒」、「北上」の５つに区分されている。この区分は、山塊を基礎として分布の連続性と分布が縮小していた時期の分断状況をもとに区分したものとされているが、必ずしも生物学的に明確な根拠があるわけではない。

他方、県内におけるカモシカの生息は、現在では県内のほぼ全域にわたって分布が確

認されており、このように５つの地域個体群に細分化して捉えることは、必ずしも合理的ではないとも考えられる。

このため、管理計画では、便宜的に、カモシカにとって大きな移動障害になっていると考えられる馬渕川（平糠川）及び北上川をもって地域個体群の境界とし、以東を「北上山地地域個体群」、以西を「奥羽山脈地域個体群」と区分する。

なお、この地域個体群の区分は、あくまで暫定的なものであり、遺伝的な特徴等の今後の科学的な知見の積み重ねにより、必要に応じて見直すこととする。

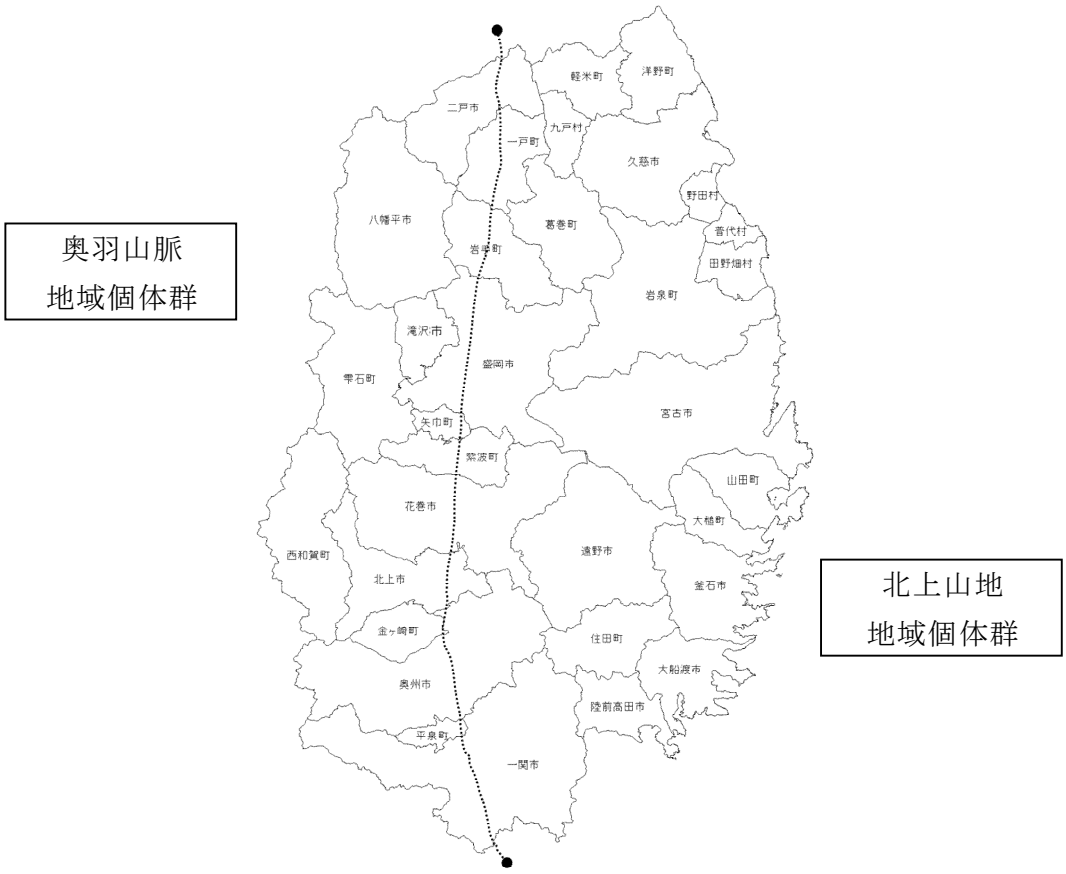


図２　地域個体群の区分

５　カモシカに関する現状

(1) 生息環境

ア　森林の状況

本県の総土地面積 1,527,504ha のうち、その 76.8％に当たる 1,172,742ha が森林であり、北海道に次いで広い森林面積を有している。このうち 40.7％をスギやアカマツ等の人工林が占めている。（令和６年３月末現在、表１）

この背景としては、昭和 44 年度の 14,469ha をピークとして進められた拡大造林の推進があり、天然林の多くがスギ等の針葉樹林へ転換されてきたことが挙げられ

る。このような人工林への転換に伴い、カモシカの生息適地である落葉広葉樹林地が減少したが、一方では、造林のための伐採跡地には早期に草本類や低木が生育するため、カモシカの格好の採餌場所ともなっている。

なお、令和５年度の民有林における造林面積は 941ha である。

表１　森林の現況（R６．３月末現在）

総土地面積 (ha)	森林面積 (ha)	森林率 (%)	林種別			
			天然林(ha)	人工林(ha)	その他(ha)	人工林率(%)
1,527,504	1,172,742	76.8	627,595	476,936	68,211	40.7

イ　カモシカ保護地域

本県における三庁合意に基づくカモシカ保護地域は、昭和 57 年７月に北上山地カモシカ保護地域が、昭和 59 年２月に北奥羽山系カモシカ保護地域が、昭和 59 年 11 月に南奥羽山系カモシカ保護地域がそれぞれ設定されている。（表２、図３）

表２　カモシカ保護地域設定状況

保護地域	関係県	設定年月日	面積 (㎢)	うち岩手県分 (㎢)	関係市町村	面積 (㎢)	備考
北上山地	岩手県	昭和 57 年 7 月	411.68	411.68	盛岡市	166.06	国有林＋民有林
					岩泉町	79.26	国有林＋民有林
					宮古市	115.84	国有林＋民有林
					花巻市	18.72	国有林
					遠野市	31.80	国有林
北奥羽山系	青森県 岩手県 秋田県	昭和 59 年 2 月	1,043.11	213.87	八幡平市	125.13	国有林
					滝沢市	5.97	国有林
					雫石町	82.77	国有林
南奥羽山系	岩手県 宮城県 秋田県 山形県	昭和 59 年 11 月	580.20	12.29	一関市	12.29	国有林

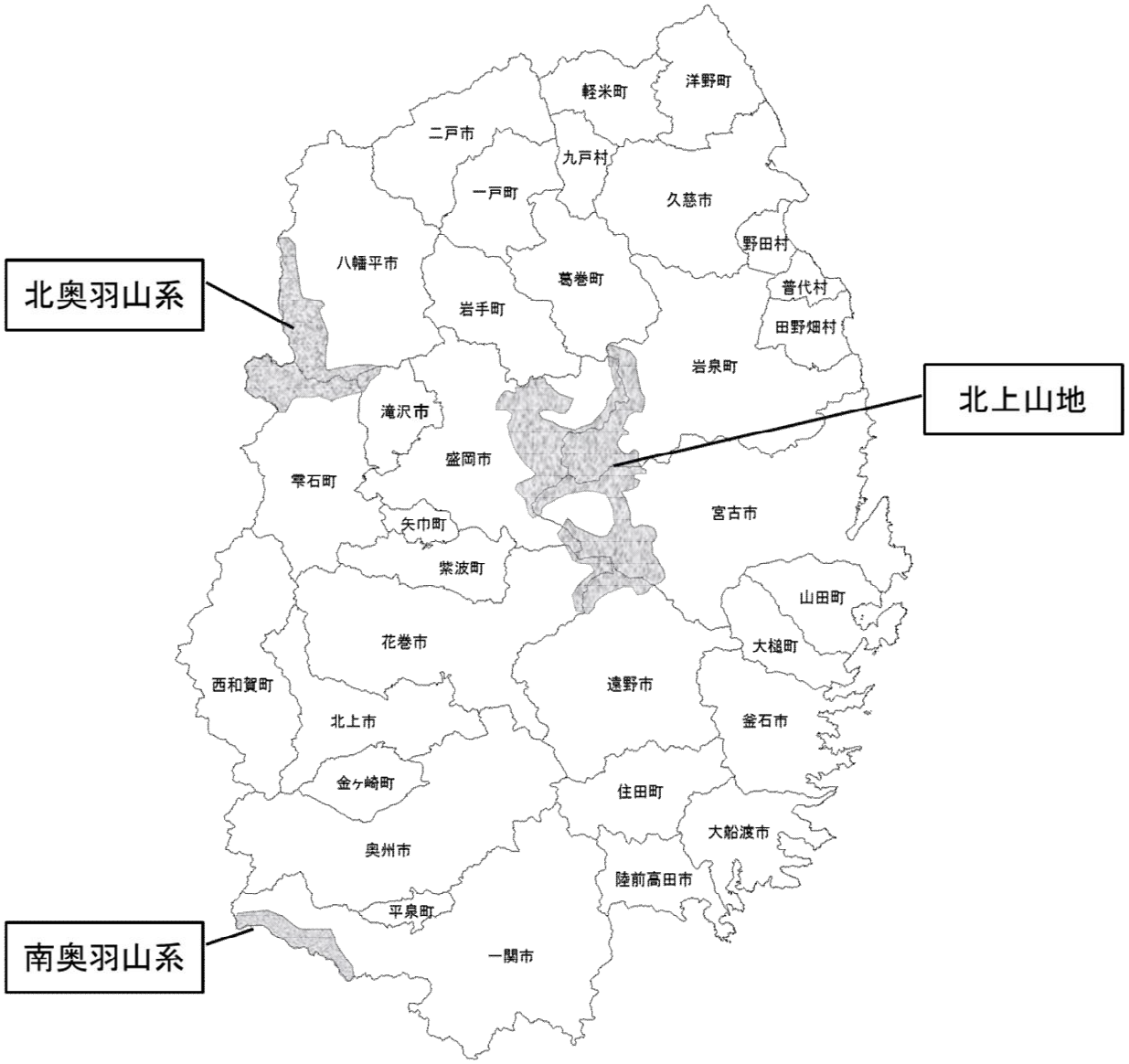


図３　カモシカ保護地域

(2) 生息状況

ア　生息分布

環境省が実施した平成 30 年度（2018 年度）中大型哺乳類分布調査によるカモシカの生息分布は、表３のとおりである。この調査結果では、県内のほぼ全域にわたりカモシカの生息が確認されている。

なお、令和７年度のカモシカ減失件数（死亡個体が発見された件数）は 308 件となっており（図４）、カモシカ発見地域は県内全域に及んでいる。

表３　分布メッシュ数及び分布割合（中大型哺乳類分布調査）

総メッシュ数	分布メッシュ数、分布割合 (2003 年)	(2018 年)	増減数、増減率
704	659 (93.6%)	641 (91.1%)	-18 (97.3%)

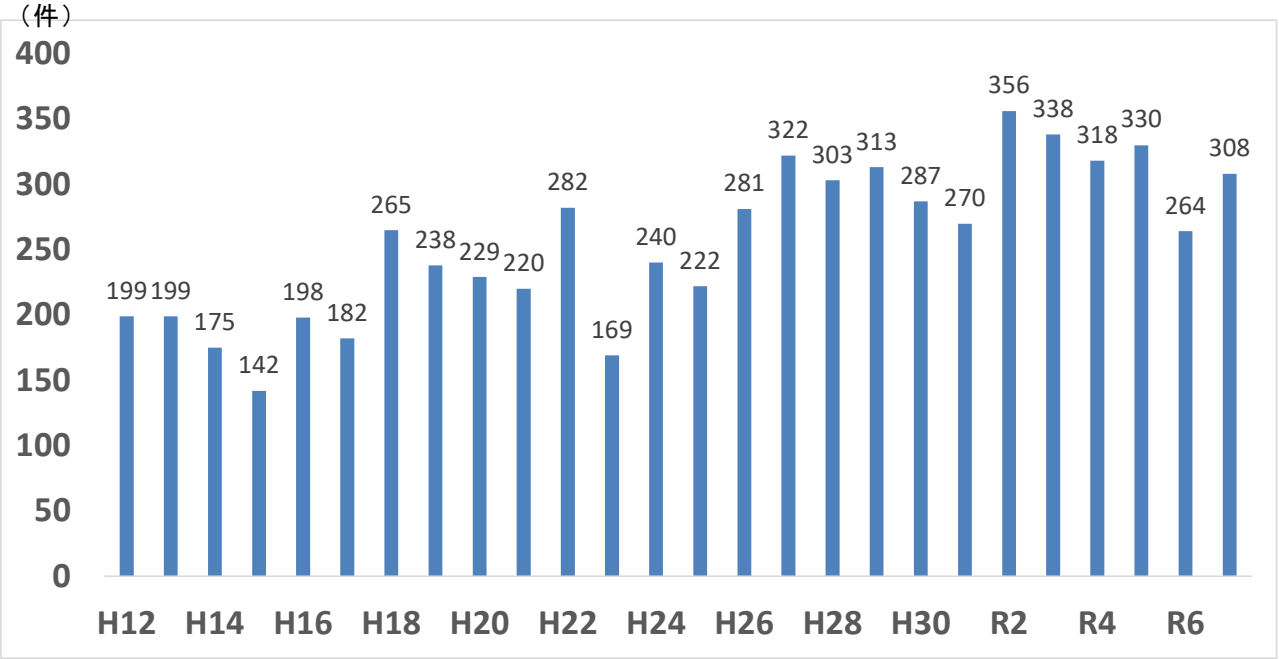


図４　カモシカ滅失件数（死亡個体が発見された件数）

イ　生息密度

県が実施したカモシカの生息密度調査結果は、平成 15 年度は 2.76 頭/㎢、平成 24 年度は 0.95 頭/㎢、令和２年度は 0.56 頭/㎢、令和７年度は 0.70 頭/㎢となっており、近年はほぼ横ばいの傾向を示している（表４、表５、表６、表７）。

なお、調査対象とした地域は、カモシカの被害状況や目撃情報等を考慮し、主に五葉山周辺の市町村を中心としており、全 26 調査地点のうち 20 地点は、平成 15 年度、平成 24 年度、令和２年度及び令和７年度の調査で同じ地点を実施している。このことから、必ずしも県全域における生息密度を表しているものではない。

表４　平成 15 年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積（㎢）	発見頭数	平均密度（頭/㎢）
盛岡市	2	2.304	3	1.30
大船渡市	4	1.316	2	1.52
遠野市	4	2.015	１１	5.46
陸前高田市	4	1.582	7	4.42
釜石市	4	2.329	4	1.72
住田町	4	2.408	5	2.08
大槌町	4	1.827	6	3.28
全体	２６	13.781	３８	2.76

表５　平成 24 年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積（㎢）	発見頭数	平均密度（頭/㎢）
大船渡市	4	1.316	0	0
遠野市	4	2.015	4	1.99
陸前高田市	4	1.582	1	0.63
釜石市	4	2.329	3	1.29
葛巻町	1	0.436	1	2.29
岩手町	1	0.977	0	0
住田町	4	2.213	0	0
大槌町	4	1.827	3	1.64
全体	２６	12.695	１２	0.95

表６　令和２年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積（㎢）	発見頭数	平均密度（頭/㎢）
大船渡市	4	1.447	0	0
遠野市	4	2.015	2	0.99
陸前高田市	4	1.582	1	0.63
釜石市	4	1.964	1	0.51
葛巻町	1	0.436	1	2.29
岩手町	1	0.977	2	2.05
住田町	4	2.213	0	0
大槌町	4	1.827	0	0
全体	２６	12.461	7	0.56

表７　令和７年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積（㎢）	発見頭数	平均密度（頭/㎢）
大船渡市	2	0.935	0	0
遠野市	4	2.015	4	1.99
陸前高田市	4	1.582	2	1.26
釜石市	3	1.451	0	0
一関市	2	0.810	1	1.23
宮古市	2	0.250	0	0
久慈市	2	0.149	0	0
葛巻町	1	0.436	0	0
岩手町	1	0.977	1	1.02
住田町	2	1.374	0	0
大槌町	3	1.454	0	0
全体	２６	11.433	8	0.70

なお、調査方法等が異なるため一律に比較できないが、県教育委員会が実施したカモシカ保護地域特別調査の結果は、表８のとおりとなっている。

表８　カモシカ保護地域における生息密度【区画法】

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/㎢）		
北上山地	盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市、岩泉町	0.61 (H18-19 年度)	0.25 (H26-27 年度)	0.15 (R4-5 年度)
北奥羽山系	八幡平市、滝沢市、雫石町	0.87 (H14-15 年度)	0.27 (H22-23 年度)	0.00 (H30-31 年度)
南奥羽山系	一関市	0.37 (H16-17 年度)	0.46 (H24-25 年度)	－ (R2-3 年度)

（岩手県教育委員会調べ）

※区画法：調査区域をいくつかの分担区画に区分し、各分担区画に調査員を配置し、一定時間内にそれぞれの分担区画内を一斉に踏査する調査方法。

また、ニホンジカ（以下「シカ」という。）とカモシカは餌資源や生息環境が競合関係にあると考えられており、シカの生息数拡大によるカモシカ生息環境への影響が懸念されている。県教育委員会が実施した北上山地カモシカ保護地域におけるシカとカモシカの生息密度調査結果によると、カモシカの生息密度は平成 18 年調査から減少しているのに対し、シカの生息密度は増加を示している（表９）。

表９　カモシカ保護地域におけるシカ及びカモシカの生息密度【区画法】

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/㎢）			
			H18-19 年度	H26-27 年度	R4-5 年度
北上山地	盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市、岩泉町	カモシカ	0.61	0.25	0.15
		シカ	0.24	2.42	8.03

（岩手県教育委員会調べ）

(3) 被害状況

ア　林業被害

カモシカによる林業被害は、造林木の芽や葉を食べるという食害であり、主にスギ、アカマツ、カラマツ等で発生している。

県内における林業被害については昭和 49 年度以降の記録が残っており、実損面積で見ると、昭和 54 年度の 694.73ha をピークに、その後は減少傾向にある（図５）。

これは、新植造林面積の縮小に伴い食害を受けやすい幼齢林（Ⅰ・Ⅱ齢級林、10年生以下の幼木）が減少していることも原因の一つであると考えられる。
なお、令和７年度における実損面積は、0.01ha となっている。
また、過去の林業被害発生市町村の推移は、図６のとおりである。

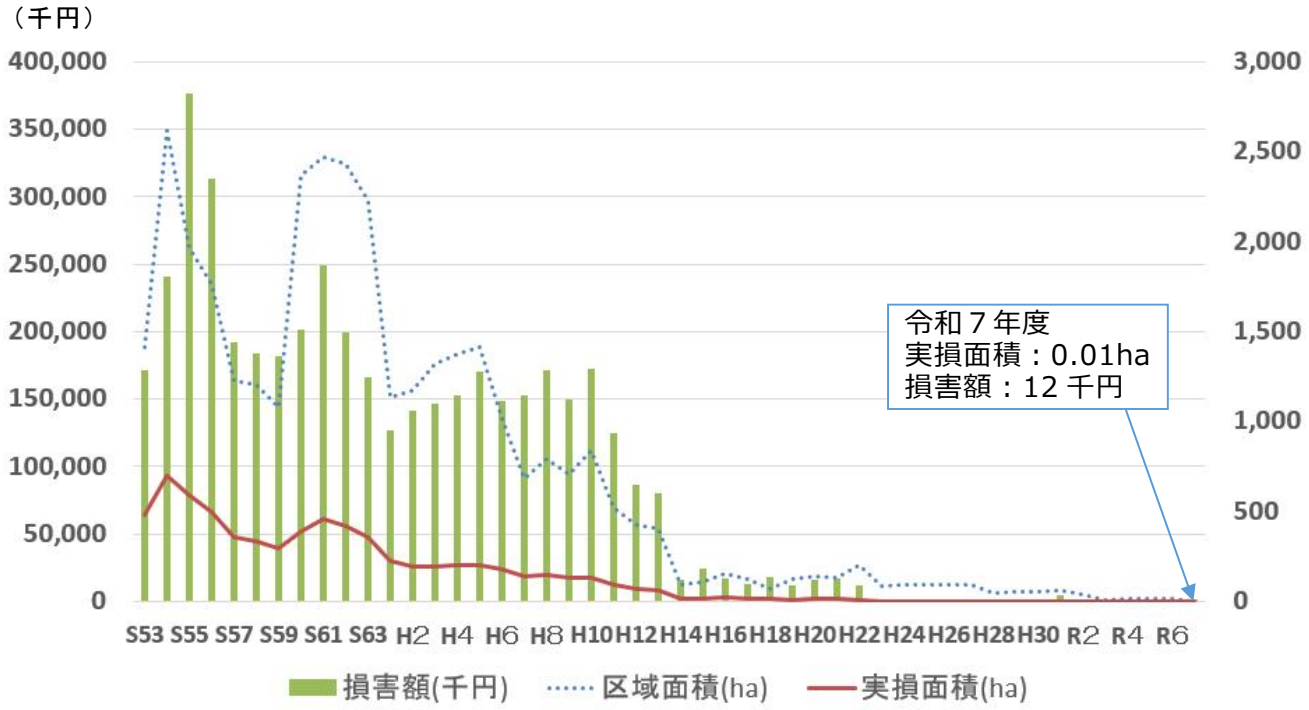


図５　　林業被害状況（岩手県森林整備課調べ）

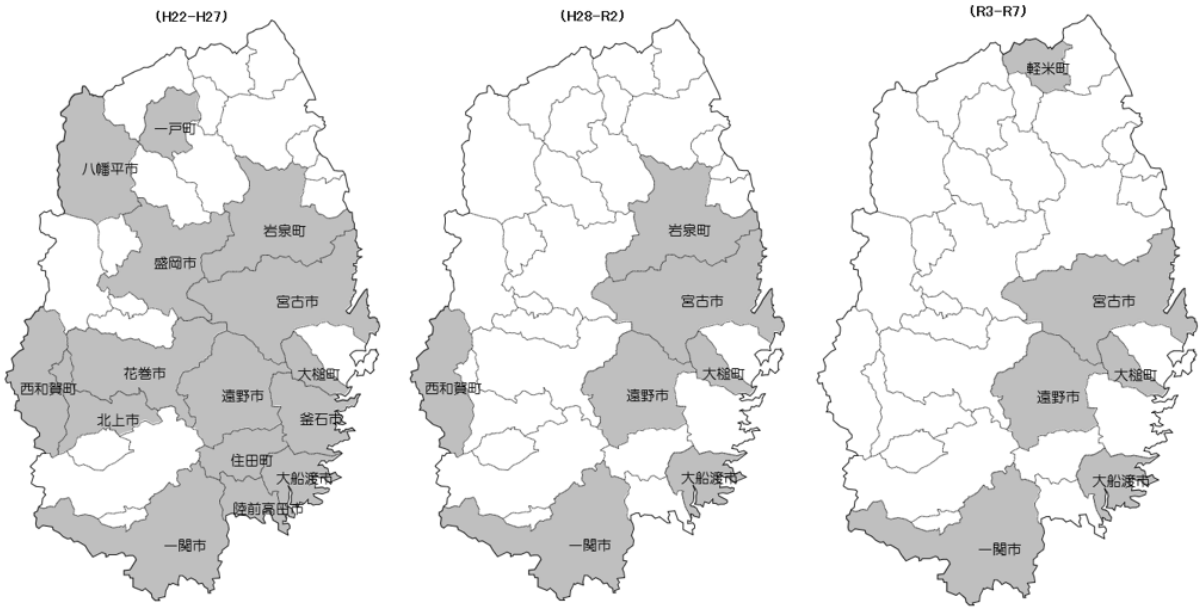


図６　林業被害発生市町村（岩手県森林整備課調べ）

イ　農業被害

カモシカによる農業被害は、水稲、豆類、野菜、果樹及び飼料作物等の食害である。県内における農業被害については、平成９年度以降の記録が残っており、平成14年以降は増減を繰り返している（図７）。

なお、令和７年度における被害面積は、6.61ha となっており、依然として被害は継続している。

過去の農業被害発生市町村の推移は、図８のとおりである。

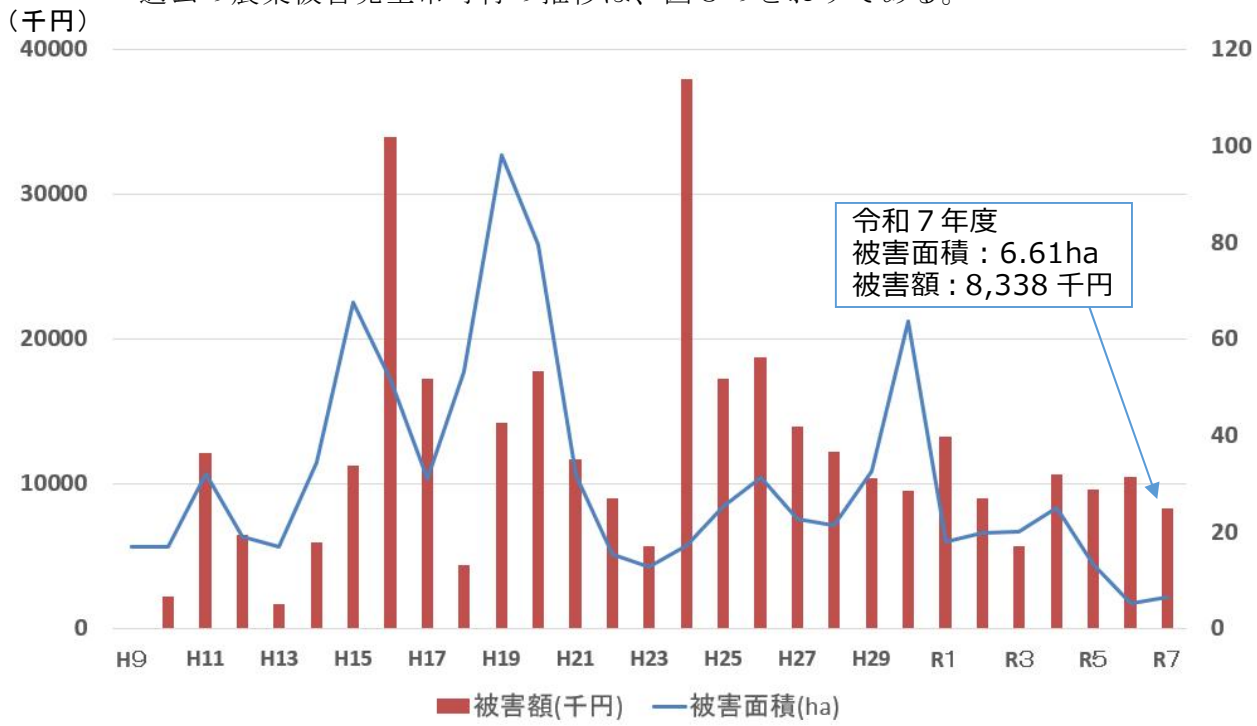


図７　農業被害状況（岩手県農業振興課調べ）

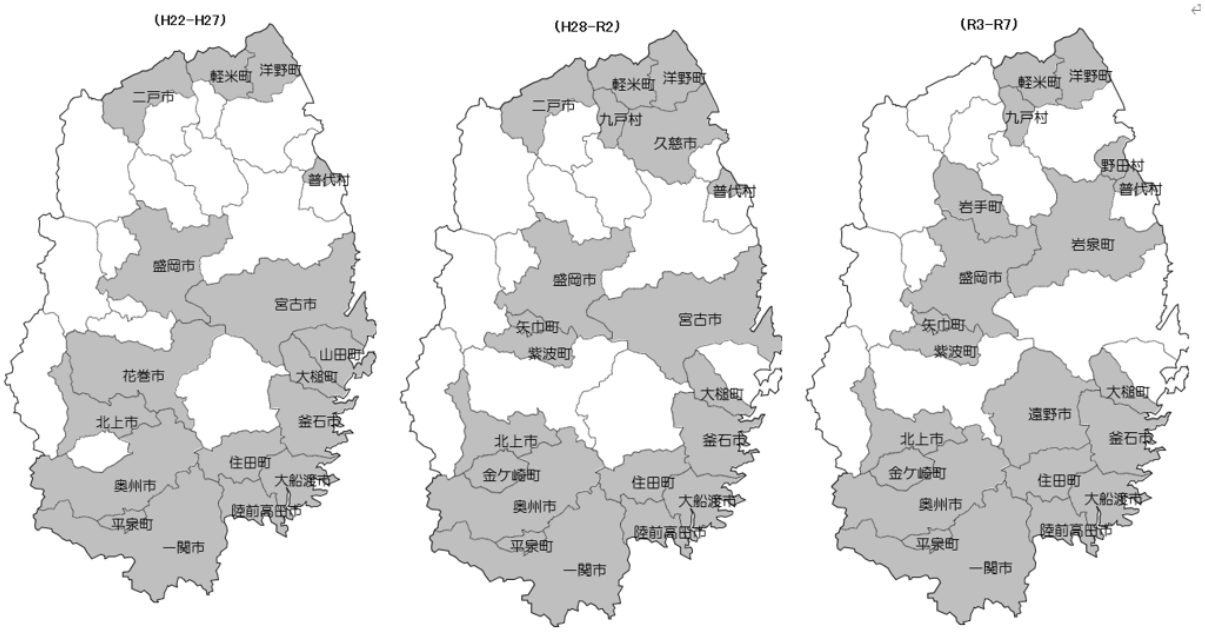


図８　農業被害発生市町村（岩手県農業振興課調べ）

ウ　その他

カモシカによる農林業以外の被害等については、飼い犬に対する被害事例（平成21年度）１件、自宅敷地内に入り込んだカモシカによる人身被害（平成27年）１件となっている。今後も関係機関等を通じて情報を把握していく。

(4) 被害防除状況

ア　被害防除の状況

県内で実施されている被害防除対策は、忌避剤の塗布及び防護柵の設置を中心に行われている。

これらの被害防除対策については、カモシカ保護地域を含む市町村を対象とした文化庁の国庫補助事業と、その他の市町村を対象とした県教育委員会の補助事業があり、令和７年度は、忌避剤については２市町で計17.77haの規模で実施されているが、防護柵の設置については、平成25年度（大船渡市）以降は実施されていない。この他、忌避剤については補助事業によらない自力での取組も行われている。

補助事業による過去５年間の取組状況は、表10のとおりである。

表10　被害防除状況

１　忌避剤塗布又は散布

年度	事業量 (ha)	事業費 (千円)	実施市町村
令和３年度	34.61	3,966	（保護地域内）　盛岡市 （保護地域外）　住田町、大槌町
令和４年度	33.42	3,457	同上
令和５年度	20.20	2,266	（保護地域内）　盛岡市 （保護地域外）　大槌町
令和６年度	20.68	2,484	同上
令和７年度	17.77	2,187	同上

２　防護網設置

年度	事業量 (m)	事業費 (千円)	実施市町村
平成25年度～ 令和７年度	－	－	実施なし

（県教育委員会調べ）

イ　捕獲の状況

本県では、第１次カモシカ保護管理計画を平成 16 年 12 月に策定し、平成 17 年度以降、被害防除対策を講じても被害が軽減しない場合に限って捕獲を行っている。

これまでの 16 年間（平成 17 年度～令和２年度）で、合計 27 頭が捕獲されているが、平成 25 年度以降の捕獲実績はない(表 11)。

なお、捕獲個体の調査結果は表 12 のとおりである。

表 11　捕獲状況

年　度	実施市町村	申請頭数	承認頭数	捕獲頭数
平成 17 年度	陸前高田市・住田町	２０頭	８頭	８頭
平成 18 年度	住田町	６頭	３頭	３頭
平成 19 年度	陸前高田市	８頭	６頭	６頭
平成 20 年度	住田町	４頭	０頭	０頭
平成 21 年度	陸前高田市・住田町	６頭	６頭	６頭
平成 22 年度	陸前高田市・住田町	６頭	６頭	０頭 (震災のため中止)
平成 23 年度	申請なし	－	－	－
平成 24 年度	住田町	４頭	４頭	４頭
平成 25 年度 ～令和７年度	申請なし	－	－	－
合計		５４頭	３３頭	２７頭

表 12　捕獲個体の調査結果

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成21年度	平成24年度
陸前高田市	捕獲頭数	４頭		６頭	４頭	
	メスの頭数 (妊娠頭数)	２頭 (２頭)		４頭 (２頭)	１頭 (０頭)	
	平均年齢	－		9.3歳	－	
	主な胃内要物	広葉草本 シダ		広葉草本 枯葉	広葉草本 ササ	
住田町	捕獲頭数	４頭	３頭		２頭	４頭
	メスの頭数 (妊娠頭数)	２頭 (０頭)	１頭 (０頭)		１頭 (１頭)	１頭 (１頭)
	平均年齢	－	6.5歳		－	10.0歳
	主な胃内要物	木本非同化部 枯葉	スギ 木本非同化部		広葉草本 針葉樹	針葉樹 広葉樹

６　管理の目標

(1) 基本目標

カモシカは森林生態系の重要な構成要素であり、学術的な価値の高い種として特別天然記念物に指定されていることを踏まえ、管理の基本目標は次の２点とする。

ア　遺伝的多様性を含む地域個体群の安定的な維持

(ｱ)　地域個体群の状況について、生息分布状況と生息密度を基準としたモニタリングを行い、地域個体群の安定的な維持を図る。

(ｲ)　地域個体群の安定的な維持を図るため、隣接県と連携を図りつつ管理を進める。

イ　農林業に対する食害の軽減

地域個体群を安定的に維持するという前提から、被害を完全に防止することは極めて困難であるため、被害防除対策や生息環境管理対策の費用対効果を考慮しつつ、地域の実情に応じて被害の軽減を図る。

(2) 地域個体群ごとの管理の目標

本県のカモシカ地域個体群については、管理計画では「北上山地」と「奥羽山脈」に区分したが、それぞれの地域について、個別の管理目標を設定しなければならないほどの大きな差異も見られないため、当面は地域個体群ごとの個別の管理目標は設けず、(1)を共通の目標として管理を進める。

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

カモシカは種指定の特別天然記念物であることに鑑み、防護柵や忌避剤等による被害防除対策（捕獲を除く。以下「被害防除対策」という。）と生息環境管理対策の充実により被害を効果的に防除することを基本とする。

しかし、これらの防除対策を講じても、被害発生地の立地条件等によっては被害が軽減しない場合もある。このような、真にやむを得ない場合に限り捕獲を認める。ただし、捕獲を実施する場合においても、カモシカはシカと比べて捕獲圧に対して脆弱であることに配慮する必要がある。

また、捕獲を行ったとしても、被害発生の要因が除去されない限り新たな個体が侵入し被害発生が継続する可能性もある。したがって、捕獲を行う場合でも、被害防除対策と生息環境管理の実施が重要であることに留意しなければならない。

併せて、モニタリングの結果をフィードバックすることにより、より効果的な施策推進に努め、必要に応じ見直しを行う。

以上の被害防除対策の概念図を図９に示す。

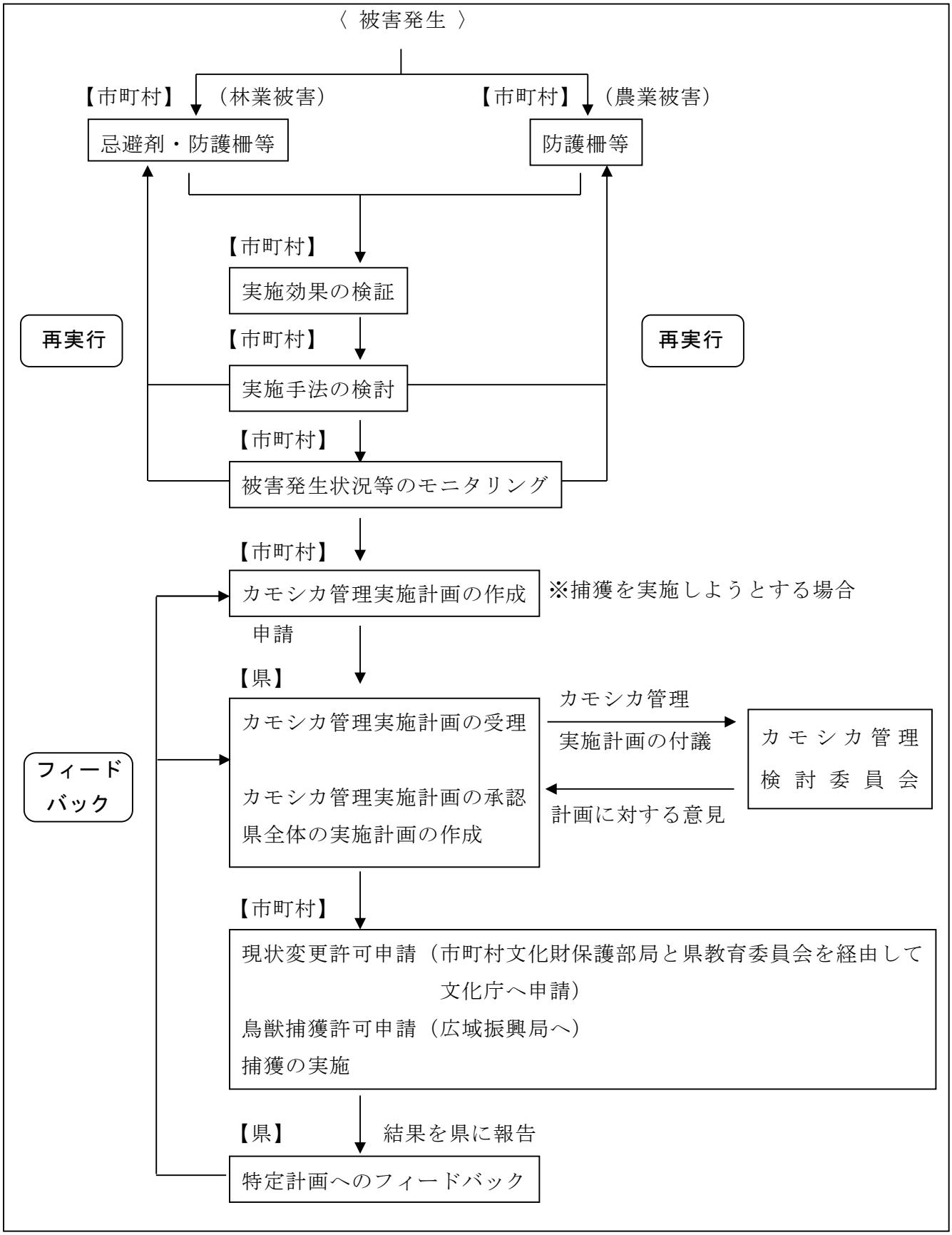


図９　被害防除対策の概念図

7　管理の実施

(1) 管理のための地域区分

カモシカ地域個体群の安定的な維持を確保しつつ、農林業被害等の軽減を図るため、以下のとおり区分し、管理の取組を行う。

地域区分		位置付け	区域
管理地域	重点管理地域	農林業被害対策として捕獲に取り組むことを認める地域	管理地域のうち、カモシカ管理実施計画に定める捕獲実施区域
	人間生活地域	直接、人間とカモシカの接触が起きた場合に、追い払い等の措置が必要と認める地域	本来カモシカが生息・行動する地域ではない、人間の生活区域
	その他の管理地域	人とカモシカとの共存に資するため、被害防除対策に取り組む地域	上記以外の管理地域
保護地域		地域個体群存続のための保護の中心領域で、原則として自然の推移に委ねる地域	三庁合意に基づくカモシカ保護地域 ・北上山地カモシカ保護地域 ・北奥羽山系カモシカ保護地域 ・南奥羽山系カモシカ保護地域

(2) 被害防除対策

被害防除対策は、被害を未然に防止するための基本的な施策であり、市町村が主体となって積極的に取り組むこととする。

なお、被害防除対策にはいくつかの方法があることから、防除対象地域の地形や気象条件等に応じた方法を選択することとする。

また、特定の場所のみの実施は周辺地域の被害を招くおそれもあることから、近接する地域で合同実施することが望ましい。

ア　物理的防除

【防護柵】

被害防除の対象となる造林地や農耕地を金網や合成樹脂ネット等の柵で囲い、カモシカの侵入を阻止する方法である。

防除効果の確実性は高く、長期間にわたる効果が期待できる。しかし、設置コストが高く、大面積の防除対象地で実施しないと単位コストが一層高くなるため、費用対効果を考えると小規模な個人の造林地における実施は困難な面もある。

また、風雪等により柵の一部でも損壊すると、そこからカモシカが侵入してしまうため、常に見回り等を行い、必要であれば速やかに補修する等メンテナンスが重要で

ある。

【食害防止チューブ】

造林地で行われる防除方法で、幼齢木を一本ごとにチューブで覆い、カモシカの食害を防除するものである。

適切に施工すれば防除効果は高いが、植栽木が夏場に蒸れたり、雪によって折れたりすることがあるため、十分に注意が必要である。

イ　化学的防除

【忌避剤】

忌避剤は、食害の対象となる幼齢木の葉等に散布又は塗布し、これを食べたカモシカに味覚刺激を与え、食欲減退効果による食害防除を図るものである。

食害は通年で発生することもあるが、発生の集中する時期が限定されることが多く、食害発生時期を予測し直前に実施することが効果的である。

有効期間は３～６ヶ月程度であり、長期間の忌避効果を期待することはできない。

(3) 生息環境管理

カモシカの地域個体群を安定的に維持するためには、生息の核となる地域の確保が必要である。県内においても、三庁合意に基づくカモシカ保護地域が設定されているが、これらの保護地域は、県境付近や県中央地域に偏在している。

このため、「いわての森林づくり県民税」による事業や針広混交林への誘導、国有林及び民有林の「緑の回廊」等の各種施策との連携を図りながら人工林の適切な管理に努めるとともに、落葉広葉樹林及びそれに準じた森林を確保できるよう地域の実情に応じてカモシカの生息環境の保全・管理に努める。

また、シカの生息数増加や生息域拡大によるカモシカの生息環境への影響について継続的な調査を行い、実態把握に努めると共に、シカ対策を含めた総合的な対策を検討していく。

(4) 捕獲の実施

カモシカは、なわばり性の社会構造を持ち、定着性であるため、被害を起こしている個体をある程度特定することができる。また、カモシカによる被害は、幼齢木の食害と、森林に隣接した耕作地における農作物の食害であることから、被害が発生している場所又はその可能性のある場所を、高い精度で予測又は特定することが可能である。

他方で、生息密度が全体として低い状態でも、被害対象となるものがある場所になわばりを持つ個体がいる場合には、被害が発生しうる。

以上のことから、カモシカの捕獲は、個体数をどこまで減らすかという個体数管理や、生息密度をどこまで抑えるかという密度管理ではなく、個体群が維持される範囲内で、加害個体又はその可能性が高い個体を選択的に排除するという個体管理を基本とする。

【市町村が作成するカモシカ管理実施計画に基づく場合】

捕獲の実施は、次の手順に従い行う。

ア　管理実施計画の作成

農林業被害対策として捕獲を行う場合は、市町村において毎年度、カモシカ管理実施計画を作成する。

イ　カモシカ管理実施計画の作成手順

カモシカ管理実施計画を作成する場合には、次の手順に従う。

(ｱ)　林業被害の場合

a　被害地区等の図化

次の情報を示した図（縮尺 1/25000 程度）を作成する。

○　Ⅰ・Ⅱ齢級の造林地

○　被害発生造林地

○　被害防除対策の実施林分及び実施予定林分

b　被害状況の把握

巡視業務(造林検査､下刈り検査を含む｡)の際の調査や聞き取り調査等により、被害状況（発生場所、時期、対象樹種、被害の程度等）を把握する。

c　捕獲実施区域の設定

被害発生林分及び被害の可能性のある林分の配置や地形等を考慮して、50～100ha 程度の区域を設定する。

100ha 以上の捕獲実施区域は原則として設定しないが、被害林分の分布状況によっては、隣接して設定することは妨げない。

捕獲実施区域は、被害発生地の立地条件等を考慮し、捕獲が必要でかつ効果的であると認められる場所に設定することとし、被害防除対策による効果が認められる場所には設定しない。

d　捕獲数の設定

各捕獲実施区域の年間捕獲数は、原則として１～４頭の間で設定する。

捕獲数の設定は、生息状況等のモニタリング結果や、被害状況等により、被害を起こしている個体又はその可能性の高い個体を推定することにより行う。

(ｲ)　農業被害の場合

a　被害地区等の図化

次の情報を示した図（縮尺 1/25000 程度）を作成する。

○　被害を受けている地区の耕作地全体と被害発生耕作地

○　被害防除対策の実施状況及び実施予定箇所（山すそ及び耕作地等）

b　被害状況の把握

現地調査又はアンケート調査等により、被害状況（発生場所、時期、対象作物、

被害の程度等）を把握する。

c　捕獲実施区域の設定

対象地域を集落又は字単位で区分した上で、地形等を考慮し、被害発生耕作地の後背地にある森林について､加害個体が生息していると考えられるおおむね500m以内の奥行きを囲み、当該被害発生耕作地を含めて捕獲実施区域を設定する。

100ha 以上の捕獲実施区域は原則として設定しないが、被害発生耕作地の分布状況によっては、隣接して設定することは妨げない。

捕獲実施区域は、被害発生地の立地条件等により被害防除対策を実施しても被害が軽減しない等､捕獲が必要でかつ効果的であると認められる場所に設定する。

d　捕獲数の設定

各捕獲実施区域の年間捕獲数は、原則として１～４頭の間で設定する。

捕獲数の設定は、生息状況等のモニタリング結果や、被害状況等により、被害を起こしている個体又はその可能性の高い個体を推定することにより行う。

ウ　カモシカ管理実施計画の承認・県全体の管理実施計画の作成

カモシカ管理実施計画を作成した市町村は、県に計画を提出する。

県は、カモシカ管理実施計画についてカモシカ管理検討委員会に付議し、その意見を踏まえて市町村ごとの捕獲数を決定し、その範囲でカモシカ管理実施計画を承認する。

県は、承認したカモシカ管理実施計画に基づき、県全体の管理実施計画（以下「県全体の実施計画」という。）を作成する。

【カモシカ管理実施計画の承認に当たっての基本的考え方】

・捕獲実施区域の設定が適切かどうか。
（カモシカの捕獲がその区域の被害軽減につながるかどうか。）
・被害防除対策が十分か。（労力・効率・効果等の観点から十分な対策となっているか。）
・カモシカによる被害が経年的に発生しているか。

エ　捕獲実施に係る許可申請

捕獲を実施するためには、事前に、文化財保護法に基づく現状変更許可と法に基づく鳥獣捕獲等許可を得る必要がある。

このため、捕獲を実施する市町村は、現状変更許可については県を経由して文化庁に申請するとともに、鳥獣捕獲等許可については県に申請する。

なお､現状変更許可については､｢管理のための計画｣策定等の条件を整えることで、許可の権限移譲を文化庁に対して申し出ることが可能である。

オ　捕獲の実施

市町村は、エにより許可を得たときは、被害を起こしている個体又はその可能性の高い個体を捕獲するため、適切かつ効果的と認められる期間及び方法により捕獲を行う。

【カモシカ管理実施計画に基づかない場合】（生活環境被害に係る捕獲の実施）

市街地等の本来カモシカが生息・行動する地域ではない人間の生活区域にカモシカが出現し、森に戻らない、交通混乱等の生活環境への影響や被害が予想される場合には、原則として追い払い又は一時的に収容し、適地に移動させて放獣する。

(5) 生息状況調査(モニタリング調査)

管理計画の不確実性を補い、科学的・計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況等についてモニタリングを行い、その結果を管理計画にフィードバックする。

ア　モニタリングの役割分担

県と市町村は、それぞれの役割分担に応じた調査項目についてモニタリングを実施し、その結果を管理計画等に反映させる。

(ｱ)　県が行うモニタリング

a　全県的な生息動向（生息分布、生息密度）

b　全県的な被害動向

c　捕獲個体の分析

(ｲ)　市町村が行うモニタリング

a　捕獲実施区域における生息状況及び被害状況

b　捕獲に関する記録

c　捕獲個体の試料収集

イ　モニタリングの調査頻度

モニタリングは、その目的や内容に応じて調査頻度が異なり、長期的なモニタリング項目と短期的なモニタリング項目とに分けることができる。

全県的な生息動向については、長期的なスパンでの動向を把握し管理計画に反映させようとするものであることから、おおむね５年ごとに実施する。同様に、全県的な被害動向についても、調査自体は毎年行うものの、その動向分析については、おおむね５年ごとに実施する。

他方、捕獲実施区域におけるモニタリングについては、次年度以降の計画にフィードバックすべき内容であるため、捕獲を行った際は、捕獲の実施前後における、被害動向及び生息状況等について毎年実施する。

ウ　モニタリングの内容

(ｱ)　県が行うモニタリング

a　全県的な生息動向

【生息分布】

アンケート調査や聞き取り等により分布域を調査する。

【生息密度】

追い出し調査、糞塊調査等により、生息密度を推計する。

b　全県的な被害動向

被害調査資料を整理し、被害の動向を把握する。

c　捕獲個体の分析

市町村が収集した捕獲個体試料を基に、性別、年齢、胃内容、メス個体の妊娠率等を調査する。

(ｲ)　市町村が行うモニタリング

a　捕獲実施区域における生息状況及び被害状況

捕獲実施区域において、捕獲による被害防除効果を判定するため、捕獲実施前と捕獲実施後における生息状況及び被害状況をそれぞれ調査する。

b　捕獲の記録

捕獲のための出動記録（出動年月日、出動者数、出動時の目撃頭数、捕獲頭数等)、捕獲個体の計測（体長、体重、性別、推定年齢等）及び捕獲位置図を整理する。

c　捕獲個体の試料収集

捕獲した個体から、角、胃内容物、生殖器等の試料を収集する。

エ　その他

(ｱ)　上記のほか、管理施策を推進する上で、調査箇所の追加等新たにモニタリングを実施することが必要となる事項が生じた場合には、調査実施主体、調査方法、調査頻度等を検討し、可能な範囲でモニタリング調査を行う。

(ｲ)　捕獲の毛皮等を製品化して利用する場合には、「岩手県ニホンカモシカ捕獲事務処理要領」及び「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（カモシカ編)」に基づき対応する。違法に輸入されたり国内で密漁された個体の流通を防止する観点から、捕獲個体の毛皮等を製品化して利用する者から製品化登録申請があった場合、申請者に対し目印票（製品タッグ）を交付し、製品への装着を指導する。

(6) 管理の推進等に係る今後の課題

保護に関する検討

前述したとおり、シカとカモシカは餌資源や生息環境が競合関係にあると考えられている。また、イノシシについても年々、捕獲地域は拡大していることから、シカ及

びイノシシの生息数拡大によるカモシカ生息環境への影響が懸念されている。カモシカのモニタリング調査の結果、生息数又は生息密度に著しい減少が見られた場合は、第一種特定鳥獣保護計画を策定する等も含め、保護に関する検討を行う。

８　その他管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県及び市町村は、関係機関及び地域住民の理解と協力の下に、各種施策の実施に取り組む。

(1) 各機関の果たす役割

ア　県

県は、管理計画の作成及び見直しを行うとともに、カモシカ管理実施計画の承認並びに県全体の実施計画を作成する。

なお、管理施策の実施に当たっては、管理に必要なモニタリング調査や、保護を推進するため三庁合意の進捗や滅失の状況及び生息状況等を把握するとともに、カモシカ管理検討委員会から必要な助言を受ける。

また、捕獲を実施する市町村に対して、カモシカ管理実施計画及び文化財現状変更申請書作成の支援を行うとともに、県全体の申請を取りまとめ文化庁に提出する。

被害防除対策においては、農林業経営者等への鳥獣被害対策に関する補助事業の実施や被害情報の把握を行う等、農林業被害状況把握及び対策に関する事業を推進する。

イ　市町村

市町村は、各種被害防除対策を実施するほか、地域ぐるみの被害防除対策が継続的に行われるための支援を行う。

また、捕獲を実施する市町村は、管理計画の内容に沿ったカモシカ管理実施計画を作成し、地区猟友会との連携の下に、適切かつ効果的な捕獲に努める。

カモシカ管理実施計画の作成及び見直しに当たっては、被害状況や捕獲の効果判定のため必要なモニタリング調査を行うとともに、県が行う調査に対して協力する。

なお、生活環境への影響や被害が予想される場合には、原則として追い払い又は一時的に収容し、適地に移動させて放獣する等の対応を行う。

ウ　カモシカ管理検討委員会

学識経験者及び関係団体等で構成するカモシカ管理検討委員会は、管理計画の作成及び見直し、カモシカ管理実施計画等について必要な検討及び助言を行う。

また、県及び市町村が行うモニタリング調査結果の評価・分析を行う。

(2) 普及啓発

管理計画を適切に推進していくためには、管理計画の目的及び内容について広く周知を図る必要がある。特に、カモシカ管理の内容及び手法がシカと異なることや、その前

提としてカモシカの生態や特徴及び人との関わりの歴史が考慮されていることについて広く理解を得る必要がある。このため、県、市町村及び関係機関の連携により、この計画及びカモシカの生態等について各種広報媒体等を活用して普及啓発に努める。

市町村は捕獲の実施等に当たっては、地域住民等に十分な周知を図る。

(3) 錯誤捕獲の防止等

ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをカモシカの生息区域に設置する場合は、カモシカの出没状況を確認しながら、設置したわなの移動や設置時期の検討等により、錯誤捕獲を防止するよう努める。また、錯誤捕獲された場合に放獣作業が困難となるような場所や障害物等がある場所へのわなの設置を避けるよう努めるとともに、わなの見回りを頻繁に行う。

また、錯誤捕獲が確認された場合は「カモシカの錯誤捕獲の防止に向けた留意事項について」(令和２年 11 月 20 日　環自野発第 2011201 号)に準じ、関係機関及び捕獲事業従事者等と連携し、迅速かつ安全な放獣を行う。

(4) 感染症の実態について

県内において、パラポックスウイルスに感染したと見られるカモシカが確認されたとの報告も受けている。

パラボックスウイルスに感染したカモシカは、口唇周辺や口腔内の病変により採食が困難になったり、蹄の間の病変により歩行困難となったり、肺炎の併発、細菌等の感染により重症化し、死亡する場合もある。なお、家畜との共通感染リスクも注視していく必要がある。当該感染症は、カモシカの生息数にも影響を与えている可能性も考えられることから、その動向を注視していく必要がある。